

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

令和3年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は227隊、救急車保有台数は273台（うち非常用48台）、救急隊員は3,481人（うち専任隊員は1,320人、兼任隊員は2,161人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,315人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

令和2年中の県内救急出場総件数は305,253件で、前年に比べ36,931件減少した。これを事故種別で見ると、急病197,252件（64.6%）、一般負傷46,389件（15.2%）、交通事故18,490件（6.1%）の順となる。

また、救急搬送人員は266,219人で、前年に比べ35,569人減少した。

これは、県内において約1分43秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約24人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

令和3年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は56隊（うち救助隊9隊、特別救助隊35隊、高度救助隊11隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は54台である。

また、救助隊総隊員数は903人（うち救助隊員120人、特別救助隊員587人、高度救助隊員180人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

令和2年中の県内救助活動総件数は2,883件で、前年に比べ93件減少した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故1,484件（51.5%）、交通事故405件（14.0%）、火災197件（6.8%）の順となる。

また、救助人員は2,166人で、前年に比べ280人減少した。（第7表参照）